

平成31年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成31年3月25日

平成31年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成31年3月25日（月曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した書記の職氏名	3
開会	4
諸報告	4
広域連合長挨拶	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	
・例月現金出納検査（平成30年6月分から平成30年11月分まで）の結果について	5
・平成29年度下半期及び平成30年度上半期分定期監査結果報告について	5
一般質問	
・白井正子議員	6
・福田広域連合長	8
議案上程	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	9
議案関連質疑	
・藤代哲夫議員	9
・福田広域連合長	10
採決	11
議案第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2 号）について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	11
採決	12
議案第3号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	12
採決	13
議案第4号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	13
反対討論	
・白井正子議員	14
採決	14

議案第5号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算について

提案理由説明	
・柳澤事務局長	14
議案関連質疑	
・白井正子議員	16
・福田広域連合長	17
採決	18
選挙第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	
採決	18
同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	19
採決	19
陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情 議会運営委員会へ付託	19
休憩	19
再開	19
陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情 委員会報告	19
賛成討論	
・白井正子議員	20
採決	20
閉会中継続審査	20
議決事件の字句及び数字等の整理	21
広域連合長閉会挨拶	21
閉会	21
議決結果	22
会議録署名	22

(資料)

議案説明資料 ・ 議案説明資料

定例会資料 ・ 議員名簿
・ 議席表
・ 諸般の報告
・ 議案

議場配付資料① ・ 定期監査結果報告について
・ 質問発言通告表
・ 選挙管理委員会の委員・補充員名簿
・ 同意1号議案
・ 陳情文書表及び陳情書

議場配付資料② ・ 委員会審査報告書
・ 継続審査申出書

○議事日程・場所

平成31年3月25日 午後2時30分 開会
於：川崎市コンベンションホール ホールC

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 議席の指定
- 日程第 3 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 . 会期の決定
- 日程第 5 . 諸般の報告
- 日程第 6 . 一般質問
- 日程第 7 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 . 議案第3号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 10 . 議案第4号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 11 . 議案第5号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 . 選挙第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 13 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 14 . 陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情
- 日程第 15 . 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第 3 号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 4 号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第 5 号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 選挙第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 同意第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第 1 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

○出席議員（19人）

1番	藤代	哲夫	11番	嘉平	山淳	平
2番	渡邊	忠則	12番	沼孝	倉孝	太
3番	菅野	義典	13番	小磯	磯野	子
4番	今野	典朝	14番	高野	野	毅
5番	行田	朝仁	16番	小沼	沼	夫
6番	竹野	内猛	17番	倉小	倉橋	美
7番	白井	正子	18番	上小	上野	尚
8番	橋本	勝雄	19番	片小	沢野	生
9番	青木	功雄	20番	井上	野上	一
10番	かわの	忠正				

○説明のため出席した者

広域連合長	福田	紀彦
副広域連合長	富田	幸宏
事務局長	柳澤	和也
企画課長	本山	実一
保健事業担当課長	永松	祐一
資格保険料課長	佐藤	修典
給付課長	村田	典久

○職務のため出席した者

書記長	後明	ともみ	書記	星崎	陽子
書記	中里	竜也	書記	重田	隼平
書記	岡部	茜			

【開会の挨拶】

○議長（かわの 忠正君）

皆様こんにちは。議長のかわのでございます。着席して進行させていただきます。

ただ今の出席議員は19名で定足数に達しております。

なお、事前に阿蘇佳一議員から欠席の届出がありましたので御報告申し上げます。

ただ今から、平成31年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布している議事日程表により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

【諸報告】

○議長（かわの 忠正君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分7選出の京免康彦議員の辞任に伴い、平成30年10月26日に執行されました、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、区分7の上沢本尚議員が選出されましたことを御報告いたします。

【広域連合長挨拶】

○議長（かわの 忠正君）

それでは日程第1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので、許可いたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

開会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。皆様には、日ごろから後期高齢者医療制度の運営に御理解、御協力をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

神奈川県における後期高齢者の人口は、制度発足時の平成20年は68万人だったものが、平成30年12月には110万人を超え、その占める割合は全体の12%となっております。この割合は、全国的には低いものの、今後は他県を上回る勢いで後期高齢者の人口が増加することが見込まれておりまして、これにより、保険給付費についても今後増加の一途をたどることが見込まれております。この制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の増加を抑制し、健康の保持増進を図ることが必要でございます。本広域連合では、第3次広域計画や第2期データヘルス計画に基づき、引き続き県や市町村と緊密に連携を図り、計画の取組みを推進していく所存でございます。また、現在国において、保険料軽減特例の段階的廃止、窓口負担の検討が行われておりますが、やむを得ず制度の改正を行う場合には、被保険者に対し十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うよう、引き続き働きかけを行ってまいります。皆様にも御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の議会定例会では、平成31年度の予算案など、条例改正議案1件、予算議案4件、選挙議案1件、選任同意議案1件の全7件を上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議席の指定】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第2、議席の指定を行います。

議会閉会中に選出されました上沢本尚議員の議席は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条第2項の規定により、定例会資料の3ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、17番、倉橋正美議員及び18番、上沢本尚議員を私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第5、諸般の報告を行います。

定例会資料の5ページ、資料3の例月現金出納検査の結果についてのとおり、平成30年6月分から平成30年11月分までの例月現金出納検査が実施され、また、議場配付資料①、1ページの平成29年度下半期及び平成30年度上半期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書のとおり、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料①の7ページにあります、一般質問発言通告表のとおり既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。

はじめに、新年度予算を審議するにあたって、国政上の最大の課題となっている、今年10月実施の消費税10%増税への対応についてです。増税をそのまま許すのか、政府に思いとどまらせるのかは、高齢者にとって極めて重大なことです。

これまでも、2014年4月の8%への増税後、大企業・富裕層が莫大な利益を上げる一方で、家計消費が落ち込み、実質賃金が低下しているいびつな状況が指摘されてきました。政府が7日に発表した1月の景気動向指数は、3ヵ月連続で悪化。基調判断を足踏みから下方への局面変化に引き下げました。この表現は、2014年11月以来4年2ヵ月ぶりで、安倍首相が言う景気回復どころか、日本経済が落ち込みに入っている可能性を認めざるを得なくなったものです。OECDは、「世界の経済成長は勢いを失いかけている」、ノーベル経済学賞受賞者のポール・クルーグマン米プリンストン大学名誉教授さえも「前回、増税した際の景気失速が再び繰り返される可能性がある」と消費税増税に反対を明言。国内の経済学者も「経済成長の鈍化は消費税増税を延期した2016年の比ではない」と警鐘を鳴らしています。

こうした状況のもとで、連合長として、高齢者の医療保険に直接携わり、後期高齢者の医療と暮らしを守る立場から、10月からの消費税10%増税を中止するよう求めるべきと思いますが、見解を伺います。

安倍自公政権は、2017年12月に示した新しい経済政策パッケージで、消費税増税分の用途変更を打ち出し、教育に増税分を使うとして全世代型社会保障と言い出しました。ところが、幼児教育・保育の無償化と言いつつ、給食費は除外され、大学など高等教育の無償化も低所得者世帯に限定されるなど、実際は部分的なものです。むしろ、高齢者の医療・介護・年金などの自然増分について、毎年の予算編成で削減され、医療・介護・年金・生活保護などの改悪も含め、2016年度以降の6年間・安倍自公政権下で実に3.9兆円もの給付が削減されました。まさに全世代型給付費の抑制を強いてきたのが実態です。こうした、貧困と格差を全世代的に拡大する給付の抑制策は改めるべきですが、連合長の見解を伺います。

さらに、低所得層に制度開始以来行ってきた軽減特例を縮小・廃止することは、高齢者の暮らしに追い打ちをかけるもので許されない仕打ちです。すでに、2017年度から一部の軽減特例の縮小・廃止を進め、17年度は所得割5割軽減を2割軽減に縮小し、18年度は本則に戻さ

れ軽減廃止となりました。均等割については既加入者と合わせて新規加入者にも特例適用を行い、縮小・廃止は介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直すとしていましたが、9割軽減については10月の消費税増税を見越して通年で8割に先取りしています。また、被用者保険の元被扶養者の所得割については賦課せず、均等割の9割軽減を17年度7割軽減に縮小し、18年度は5割軽減に縮小し、19年度に本則に戻され軽減廃止としています。

これらの軽減特例措置の縮小・廃止について2017年度から2020年度までの年度ごと、種類別にその影響額、被保険者数について伺います。また、消費税増税に追い打ちをかけ、暮らしを一層深刻化させるものであり、軽減特例措置の縮小・廃止措置を直ちに中止するよう求めるべきですが、その決意を伺います。

また、後期高齢者医療の窓口負担2割への改悪について、2019年度の実施が見送られはしたものの、依然として検討課題として残されていることは重大です。経済・財政再生計画工程表では「70歳から74歳の窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論」と明記され、経済財政運営と改革の基本方針2018でも、団塊世代が後期高齢者入りするまでに、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」と規定されています。こうしたことは、国費の負担増を抑制しつつ、所得の少ない被保険者への負担増をひたすら推進する、国の医療保険制度の最大の問題です。全国の広域連合協議会での申し入れにとどまらず、神奈川県広域連合としても独自に国の計画をやめるよう申し入れすべきです。決意を伺います。

国は、データヘルスを推進するとして、医療、健診、介護のデータを収集・突合分析し、統計データや個人の健康に関するデータの作成を進めています。これらの膨大なデータが集積されることによって、個人の健康管理や治療等に役立つメリットと併せて、マイナンバーとともに膨大なデータが研究者や民間等に送られることにより、個人情報漏えいのリスクが高まること、医療費抑制のために使われかねないこと、健康増進を国民に強いて、自助・自己責任を押し付けることに繋がるおそれがあること、などが危惧されています。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正が予定されており、その中には、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することを可能とする方向が打ち出されています。医療の視点で行われる健康診査と、介護予防の視点で行われるチェックを一体的に行うこととなれば、受診者にとっては一度で済み、負担が軽減されることはあっても、先に述べた危惧とともに、75歳以上高齢者に対する医療の視点で行われる健康診査の位置づけが軽くされかねない危惧を持ちます。医療を受ける必要のある方を早期発見し、重症化を予防するために大切な機会となる健康診査ですから、受診率アップの工夫として介護事業と一体的に行う場合であっても、健康診査の位置づけを低下させないことが重要です。

そこで、法改正予定とされている、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてのメリット・デメリットと、デメリット対応策をどうとるのかを伺います。以上です。

○議長（かわの 忠正君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それでは白井議員の質問にお答えいたします。

消費税増税についての御質問でございますが、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付費の増大や、生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少により、国や地方公共団体の財政状況は大変厳しくなっております。こうした状況下において、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡のとれた、社会保障制度の安定的な運営には、消費税率を引き上げ、その財源を社会保障費に充てることは必要なものと考えております。

次に全世代型社会保障についての御質問でございますが、全世代型社会保障制度の医療・介護分野につきましては、どこに住んでいても、適切な医療・介護サービスが受けられるように、在宅医療・在宅介護の充実、早期社会復帰に向けた医療の充実が掲げられており、全世代に給付抑制するものではないと認識しております。

保険料軽減特例廃止及び縮小による影響についての御質問でございますが、まず平成29年度は、所得割軽減が5割から2割になり、8万人が影響を受け、影響額は6億円となります。また、元被扶養者の均等割軽減が9割から7割になり、合計で3万6千人が影響を受け、影響額は2億6千万円となります。30年度は所得割軽減が廃止になり、影響額は4億5千万円となる見込みでございます。また、元被扶養者の均等割軽減が7割から5割になるため、影響額は2億2千万円となる見込みでございます。31年度は、均等割軽減が9割から8割になるため、21万3千人が影響を受け、影響額は8億9千万円になる見込みでございます。32年度につきましては保険料率が改定されるため、影響額等については現時点では推計できません。

次に医療費窓口負担に関する申し入れについての御質問でございますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会による要望は、全国の広域連合が連携して行うものであるため、当広域連合が単体で行うよりも、引き続き当該協議会で全国広域連合の意見を取りまとめて要望すべきと考えております。

次に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての御質問でございますが、平成30年12月の国の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議報告書において、後期高齢者の保健事業について、広域連合と市町村が連携し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとされました。一体的実施の方向性等については今後示される予定のため、引き続き国の動向を注視してまいります。以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

よろしいでしょうか。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（かわの 忠正君）

それでは次に日程第7、議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

それでは議案第1号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

まず1の改正の概要でございますが、国において、低所得者に対する保険料軽減特例措置の見直し及び保険料軽減措置の範囲の一部拡大に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正が行われるため、条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして2の主な改正点でございます。（1）の保険料軽減特例措置の見直しですが、まず、アとして現行の9割軽減は、平成31年度は通年で8割軽減とするものでございます。次に、イとして現行の8.5割軽減は、平成31年度は現行のままとするものでございます。

続きまして（2）の保険料軽減措置の範囲の一部拡大ですが、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。5割軽減については、所得基準額を現行の27万5千円から28万円に、2割軽減について現行の50万円から51万円に引き上げ、対象を拡大いたします。

3の施行日は、平成31年4月1日とします。

4に参考として、軽減割合ごとの対象者数を掲載しております。なお、議案書及び新旧対照表については、別冊の定例会資料13ページから22ページに掲載しておりますので御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料①、8ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第1号について藤代哲夫議員から通告がありましたので、発言を許します。

藤代哲夫議員。

○1番議員（藤代 哲夫君）

横浜市会から選出されております藤代哲夫でございます。

後期高齢者医療制度は、開始当時はネーミングの問題をはじめとして、国民の皆様から厳しい御意見が寄せられました。制度開始から11年目を迎え、少子高齢化の中で、さらに安定的に制度を維持していくためには、制度の見直しを含めた一層の取組みが求められていると考えます。

そこで、本議案である条例の主な改正点として保険料軽減特例措置の見直しが出されましたが、この保険料軽減特例措置はどのような経緯で導入され、そして、今回見直されることになったのか、伺います。

高齢化の進展、高度な医療の普及等により医療費の増大が見込まれる一方で、支え手の負担が大きくなる中で、国民皆保険制度を堅持していくためには、世代を超えた負担の公平を図り、国民全体の理解を得ることが不可欠です。

そこで、今回の見直しについて、制度の安定運営や負担の公平性という観点で広域連合長と

してどう評価しているか、伺います。

今回の見直しにあたっては、2019年10月の消費税率改定に伴い、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金等の支給とあわせて実施するとされており、これらを一体的にとらえる必要があると考えます。このため、今回の見直しについての広報や、窓口での説明においては、単に後期高齢者医療に関するだけでなく、各市町村関係部署が連携し、しっかりと丁寧に対応することが必要と考えます。そこで、今回の見直しについての広報や窓口対応をどのように取り組むのか、伺います。

後期高齢者医療制度をはじめとして、社会保障制度を将来にわたって安定的に運営し、全ての世代が安心して暮らしていくためには、消費税など必要な財源を確保するとともに、よりよい制度になるよう見直しを続けていくことが必要だと考えます。これまで様々な立場で御活躍をいただき、今日の日本を築いてこられた110万人を超える神奈川県の実業家の皆様が、これからも末永くお元気でいただけるよう、広域連合の一層の取組みを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（かわの 忠正君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それでは藤代議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず保険料軽減措置の導入経緯及び今回の見直しについての御質問でございますが、経緯については、平成20年に後期高齢者医療制度が発足しましたが、当時、後期高齢者医療制度は低所得者への配慮が不十分であるとの指摘も多く、そのため、政府・与党における与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームによって、所得の低い方への配慮として、保険料の負担軽減についての検討が行われ、特例措置が導入されたものでございます。また、今回の見直しについては、27年1月に示された医療保険制度改革骨子において、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めることが示され、後期高齢者の保険料軽減特例につきましては、今後の社会保障改革の実施について、28年12月22日社会保障制度改革推進本部の決定において、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施すると決定されたことを踏まえ、見直しが実施されるものでございます。

今回の見直しに対する評価についての御質問でございますが、特例として実施してから10年が経過し、75歳以上の高齢者数や医療給付費が毎年上がっていく中、国民健康保険での軽減割合は最大7割となっていること、また、後期高齢者医療給付費の約4割は、その国民健康保険や社会保険等に加入している74歳までの人からの支援金を受け運営していること及び、今回の見直しの実施にあたり、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施すること、年金生活者支援給付金の支給対象ではない被保険者に対して、激変緩和措置が講じられることもあり、今回の見直しは必要なものであると認識しているところでございます。

次に今回の見直しに関する広報や窓口対応についての御質問でございますが、4月より、当広域連合のホームページにおいて、見直しの内容をお知らせし、5月には、国で作成したリー

フレットやポスターを市区町村に配布する予定となっております。

また、6月に発行する広報かながわ広域連合においても、今回の見直しに関する内容を掲載し、市区町村窓口及び医療機関、老人クラブ並びに社会福祉協議会等に配布を行い、一人でも多くの方々に御覧いただけるように、周知に努めてまいります。被保険者全員には、7月に発送する保険料額決定通知書に見直しに関するリーフレットを同封する予定としているところでございます。

なお、窓口対応につきましては、年度当初に開催する、市区町村職員への保険料説明会及び見直し内容に関する資料提供を行うなど、窓口で対応する職員が、被保険者の方々にわかりやすく丁寧な説明ができるように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

よろしいでしょうか。それではこれより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第8、議案第2号平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第2号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。

まず1の補正予算額については、1億7千367万7千円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、それぞれ40億3千456万8千円とするものでございます。

次に2の補正予算の内容の（1）歳入でございますが、民生費国庫補助金については、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（システム改修分）が新たに交付決定されたことに伴い、4千878万3千円を増額いたします。また、当初、国庫補助金として見込んでおりました後発医薬品使用促進事業負担金が、県からの負担金として交付されることとなったことから、財源振替のため194万9千円を減額いたします。次に繰越金については、前年度からの繰越額が確定したことに伴い、1億2千489万4千円を増額いたします。次に県負担金については、先ほどの財源振替により、194万9千円を増額いたします。

続いて（2）歳出でございますが、一般管理費については、前年度の国庫補助金の精算額が確定したことにより、償還金として1千893万円を増額いたします。また、財政調整基金費については、前年度繰越金等の残額を財政調整基金へ積み立てるため、1億5千474万7千円を

増額するものでございます。なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料23ページから33ページに掲載しておりますので御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

議案第2号について質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。

議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第9、議案第3号平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第3号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページ、資料3を御覧ください。

まず1の補正予算額については、114億9千392万4千円を増額し、歳入・歳出の予算総額を、8千986億3千671万9千円とするものでございます。

次に2の補正予算の内容の（1）歳入でございますが、市町村負担金については、前年度の精算額が確定したことに伴い、29億218万1千円を減額いたします。また、繰越金については、前年度からの繰越額が確定したことに伴い、143億9千610万5千円を増額いたします。

続いて（2）歳出でございますが、基金積立金については、前年度繰越金の精算後の残額や、市町村負担金の減額分として、計68億5千765万8千円を療養給付費等支払準備基金へ積み立て、次の財政運営期間における保険料率の抑制財源として活用するものでございます。また、償還金及び還付加算金については、国庫負担金等の精算額の確定に伴い46億3千626万6千円を増額いたします。

一枚おめくりいただき、6ページを御覧ください。参考として、前年度に交付を受けた国庫負担金等の返還見込み額の内訳を掲載しております。なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料35ページから45ページに掲載しておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 3 号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第 10、議案第 4 号平成 31 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第 4 号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の 7 ページ、資料 4 を御覧ください。

まず 1、予算案の全体概要ですが、平成 31 年度の予算総額は、被保険者証の一斉更新がないことや、標準システムサーバーの機器更改が終了することなどにより、対前年度比 5 億 7 千 11 万 8 千円減額の 29 億 4 千 524 万 3 千円となっております。

次に 2、歳入については、(1) 総括表と (2) 主な増減要因をあわせて御覧ください。まず分担金及び負担金でございますが、これは県内市町村からの共通経費負担金にあたるもので、被保険者の増加等に伴う事業費の増により、対前年度比 3 千 962 万円増の、25 億 2 千 546 万 8 千円となっております。次に国からの補助金や交付金にあたる国庫支出金については、保険者インセンティブ対象事業の拡充等に伴い、対前年度比 2 千 658 万 6 千円増の、4 億 1 千 974 万 7 千円となっております。次に財政調整基金の取崩しにあたる繰入金については、被保険者証の一斉更新がないことなどにより、対前年度比 6 億 3 千 594 万 5 千円減の、0 円となっております。

一枚おめくりいただき、8 ページを御覧ください。3、歳出についてですが、こちらにも (1) 総括表と (2) 主な増減要因をあわせて御覧ください。まず高齢者医療管理費については、保険者インセンティブ対象事業に係る市町村補助金の拡充に伴い、対前年度比 1 千 835 万 1 千円増の、3 億 3 千 425 万 9 千円となっております。次に資格管理事業費については、被保険者証の一斉更新がないことに伴い、対前年度比 4 億 627 万 8 千円減の、1 億 1 千 303 万 3 千円となっております。次に医療費適正化事業費については、診療報酬明細書点検業務の拡充等に伴い、対前年度比 3 千 677 万 4 千円増の、5 億 7 千 378 万 9 千円となっております。次に電算システム関係費については、標準システムサーバーの機器更改が終了することに伴い、対前年度比 4 億 3 千 525 万 1 千円減の、9 億 1 千 659 万 8 千円となっております。最後に財政調整基金費については、平成 32 年度における被保険者証の一斉更新に向けて、積み立てを行うため、対前年度比 2 億 271 万 9 千円増の、2 億 302 万 5 千円となっております。

各事業の詳細については、次の 9 ページ、別紙、平成 31 年度広域連合一般会計予算案事業別一覧に掲載しておりますので後ほど御参照ください。

8 ページの下段に戻りまして、4、基金の状況でございますが、財政調整基金の平成 30 年

度末の残高見込みは、3億1千899万7千円となっております。これに、平成31年度中の運用益や前年度繰越金などの積立予定額を合算し、平成31年度末の基金残高は5億2千202万2千円を見込んでいます。次に、保健事業等支援基金の平成30年度末の残高見込みは、3億4千553万円となっております。これに、平成31年度中の運用益を積立予定額として合算し、平成31年度末の基金残高は、3億4千553万7千円を見込んでいます。

なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料47ページから67ページに掲載しておりますので御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

これより討論に入ります。

議場配布資料①、8ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第4号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

まず、議会開催日についてですが、市町村議会での予算確定後の本議会開催は問題です。前倒しして開催すべきです。

また、県内33市町村全てが支援金や拠出金を出しているのですから、全市町村から審議に加わるよう議員定数を増やすべきですが、20名のみで改善がありません。県内の75歳以上人口は100万人を超え、今後ますます増加するのに、議会が住民からあまりにも遠い存在です。全国で個人情報の漏えいが発生しているマイナンバー制度の運用や、インセンティブ補助金が特別調整交付金に含まれ一般会計に入ってくる仕組み自体に賛成できません。

○議長（かわの 忠正君）

以上ですので、討論を終結します。これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第11、議案第5号平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第5号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の11ページ、資料5を御覧ください。

まず、1、予算案の全体概要でございますが、財政運営期間の2年目となる平成31年度の予算総額は、被保険者数の増加等により、30年度の当初予算額に比べて408億6千107万2千円増の、9千280億386万7千円となっております。今回の予算案作成の基本的な考え方でございますが、31年度は財政運営期間の2年目にあたるため、被保険者数や一人当たり医療費などの実績を踏まえて、保険料率算定時の金額をそのままベースとするか、見直して再度算出すべきか検討いたしましたが、最新の推計値と保険料率算定時の金額に大きな乖離がないことから、31年度予算については、保険料率算定時の金額に一部の制度改正の分のみを反映させて算出しております。

次に、2、歳入についてでございますが、(1)総括表と(2)主な増減要因をあわせて御覧ください。まず、市町村支出金の保険料納付金(現年度分)については、被保険者数の増加等により、対前年度比44億6千355万円増の、1千13億6千456万6千円となっております。平成31年度から改正が予定されている保険料の軽減特例の見直しに係る影響額、8億8千168万6千円を含めて、県全体の予定収納率を99.36%で算出しております。次に基盤安定拠出金については、被扶養者の軽減特例の見直しに係る影響額を加味したことにより、対前年度比3億4千24万4千円増の、143億3千957万4千円となっております。なお、31年度から予定されている2割・5割の軽減対象者の拡充の影響については、国からの通知が遅かったこともあり、今回は反映しておりません。次に療養給付費負担金については、被保険者数の増加等により、対前年度比31億2千239万3千円増の、688億4千340万3千円となっております。次に国庫支出金については、医療給付費の増加等により、対前年度比112億1千352万3千円増の、2千588億8千493万9千円となっております。次に県支出金については、国庫支出金と同様に、医療給付費の増加等により、対前年度比22億5千207万2千円増の、740億8千873万1千円となっております。次に支払基金交付金についても、医療給付費の増加等により、対前年度比170億7千722万8千円増の、3千940億5千100万7千円となっております。次に繰入金については、療養給付費等支払準備基金の取崩しにあたるもので、市町村支出金やその他の特定財源を充当して、なお不足する必要最低限の額を繰り入れることとしており、対前年度比19億1千648万8千円減の、45億5千968万円となっております。最後にその他の歳入については、償還金の財源となる繰越金を増額したことなどにより、対前年度比42億9千15万5千円増の、114億6千435万6千円となっております。

ページをおめくりいただきまして、3、歳出についてですが、こちらも(1)総括表と(2)主な増減要因をあわせて御覧ください。まず保険給付費の療養給付費等については、保険料率算定時と同様の積算により、対前年度比403億1千928万7千円増の、9千87億459万8千円となっております。次に保健事業費については、健康診査や歯科健康診査の受診見込者の増加等により、対前年度比2億3千166万4千円増の、32億6千984万9千円となっております。最後にその他の歳出については、特別高額医療共同事業拠出金の増加等により、対前年度比9千733万7千円増の、5億4千980万6千円となっております。

なお、参考として、被保険者数及び一人当たり医療費の平成26年度から29年度までの実績値と、30年度、31年度の推計値を掲載しておりますので、御参照ください。

下段に移りまして、4、基金の状況でございますが、療養給付費等支払準備基金の平成30年

度末の残高見込みは、125億8千412万4千円となっております。これに、平成31年度中の取崩予定額と積立予定額を合算し、平成31年度末の基金残高は80億2千470万7千円を見込んでおります。なお、議案書及び予算書については、別冊の定例会資料69ページから90ページに掲載しておりますので御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料①、8ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第5号について白井正子議員から通告がありましたので発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

新年度の特別会計予算についてです。財政運営期間の2年目となる新年度予算は、現年度当初に比べて、408億6千万余円、4.6%増の総額9千280億余円の規模となっております。一人当たりの平均保険料は、年額で現年度と同額の8万8千995円で、依然として東京都に次ぐ全国二番目に高い保険料です。

昨年9月18日に、保険料が高すぎるとして、4団体255人が県後期高齢者医療審査会に不服審査請求書を提出しています。提出者の一人、年金額6万8千円という方は「年金が毎年引き下げられ、預金もなく、これから先とても不安な毎日が続きます。病院にも行けず困っている。これ以上の値上げはしないでほしい」と切実に訴えておられます。多くの方々は、介護保険料と併せると、家計に大変な負担、大幅に引き下げしてほしいと訴えて提出されたと聞いています。連合長として誠実な対応が求められます。どう対応するのか伺います。

他方で、保険料滞納件数の増加、差し押さえ件数・額が増加しています。先の定例会では、被保険者の増加に伴い滞納者も増加傾向にあり、差し押さえ件数も増えているものと認識していると答弁がありました。差し押さえ件数は、2012年度が69件、2017年度が556件で、8倍です。被保険者数の増加をはるかに上回っています。滞納は生活困窮のSOSではないか、特別な事情があるのではないかの認識を持つことが不可欠です。対応を市町村まかせにせず、広域連合として、市町村と連携した調査が必要だと思いますが、どうでしょうか。

また、新年度は次期の2020年度・21年度の保険料を確定する年度であります。算定にあたり、年金カット法により、今後、減ることはあっても増えることはない年金収入を踏まえれば、保険料負担軽減策がどうしても必要となります。見解を伺います。

今期2018年度・19年度の保険料は、保険料上昇を抑制するために17年度末の剰余金140億円を活用し、前年より、一人平均2千590円引き下げ、8万8千995円としました。次期保険料算定にあたり、19年度末の剰余金の活用は当然としても、県にある財政安定化基金を取り崩すことを協議する、県や市町村からの財政支援を求めるなど、あらゆる手立てでの保険料引き下げが必要です。現時点では、保険料を見込むにあたっての国からの通知はまだ届いていないと聞いていますが、手立てを講じて引き下げのお考えはあるのか、伺います。

保険料を算定するうえで、被保険者数や医療費・医療給付費の伸びをどう把握して算定するかは、過大な保険料を課さないためにも、極めて重要です。今期は、今まで以上に、被保険者

数、医療費、医療給付費の伸び見込みを精査されたうえで保険料の設定がされたと聞いています。次期保険料算定にあたり、被保険者数、医療費、医療給付費の伸びを適正に見込むための方策をどうするのか伺います。

加入者一人ひとりの健康寿命の増進のために健診受診率向上に向けて、保健師2名配置など体制強化して保健事業を推進しています。さらなる健診率向上が求められます。各市町村への働きかけなど、その実績と新年度事業内容を伺います。以上です。

○議長（かわの 忠正君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

白井議員の御質問にお答えします。

まず保険料の決定に対する不服審査請求への対応についての御質問でございますが、審査請求は、個々の処分に関するものであり、広域連合としては、おひとりおひとりの審査請求について、請求内容の確認及び処分内容の精査を丁寧に行ったうえで、神奈川県後期高齢者医療審査会に弁明書を提出しております。

次に保険料滞納者への対応についての御質問でございますが、支払い能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や再三の催告等によっても長期にわたり滞納している被保険者につきましては、その納付資力を見極めたうえで、法令の基準により適正な滞納処分を市区町村で行われていることもあり、差し押さえ件数も増えているものと認識しております。また、納付相談や生活実態調査の中で、納付できない特別な事情があると判明した生活困窮者と思われる方に対しては、生活支援部門を案内するなど市区町村において丁寧な対応がなされております。

新たな保険料負担軽減措置についての御質問でございますが、当広域連合として独自の負担軽減措置を実施するには、新たな財源を確保する必要がありますが、それは県や市町村に求めざるを得ず、県民の皆様の新たな負担につながることから困難であると考えております。

次に次期保険料の引き下げについての御質問でございますが、高齢化の進展や、医療の高度化などによる一人当たり医療費の増加などにより、医療給付費が伸び続けている現状から考えると、保険料で負担いただく額も増えていくことは避けられない状況と考えております。こうした中で当広域連合としましては、消費税率の引き上げや軽減特例措置の廃止なども考慮しながら、剰余金の積極的な活用などにより、次期保険料の急激な上昇を抑制してまいりたいと考えております。

次に次期保険料を適正に見込むための方策についての御質問でございますが、保険料の算定にあたっては被保険者数や医療給付費等が大きな要素となりますので、市町村の協力を得て、できるだけ正確な被保険者数を把握するとともに、一人当たり医療費の伸び率や診療報酬改定等を勘案した医療給付費等の動向を精査し、その見込みの精度を上げるように努めてまいります。

最後に健診受診率向上に向けた保健事業についての御質問でございますが、今年度の取組みといたしましては、市町村が実施する受診率向上に向けた取組事例や、健診結果の活用状況等

を取りまとめ、市町村に情報提供を行いました。また、保健師の専門的知識を生かして保健医療に関するデータを分析し、保健事業実施の支援のための資料を作成し、情報共有を図りました。今後も、健診の実施主体である市町村と連携し、健診受診率向上に取り組むとともに、健診など保健事業を担当する市町村の保健師、また県や国民健康保険団体連合会等との連携、調整を進めることにより、後期高齢者に対する保健事業の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（かわの 忠正君）

よろしいでしょうか。これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第12、選挙第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。選挙管理委員の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第292条の規定において準用する同法第182条第2項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第118条第2項の規定による指名推選とし、補充員につきましては、その順序を付して私から指名いたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、私から指名いたします。お手元に配付いたしました、議場配布資料①の9ページ、選挙管理委員会の委員・補充員名簿のとおり、それぞれ指名いたします。ただ今指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました方々が当選されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第13、同意第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

同意第1号について、御説明申し上げます。

議場配付資料①の11ページを御覧ください。

識見を有する者のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに松井宣之氏を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

松井氏の略歴は、13ページの履歴書のとおりでございます。会計事務所を開業し御活躍されており、人格高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する方であり、監査委員の適任者と存じます。説明は以上でございます。

選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（かわの 忠正君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は原案のとおり同意することに決定しました。

【後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情】

○議長（かわの 忠正君）

次に日程第14、陳情第1号について、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について議題といたします。

議場配付資料①の15～17ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時31分 休憩

午後3時44分 再開

【委員会報告（陳情第1号）】

○議長（かわの 忠正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、陳情第1号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

嘉山議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（嘉山 淳平君）

ただ今議題となりました陳情第1号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました、議場配付資料②の1ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたし

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（かわの 忠正君）

ありがとうございました。

ただ今、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、議場配布資料①、8ページの議案関連質問発言通告表のとおり白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

陳情は、神奈川県保険医協会、神奈川県社会保障推進協議会などをつくる、75歳以上の医療費2倍化反対実行委員会から提出されたもので、75歳以上の医療費窓口負担を1割から原則2割へ引き上げるとする国での検討に対して、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書を提出してほしいと求める陳情です。窓口負担の引き上げは後期高齢者の生活および医療の受診に大きな影響を及ぼすことが懸念されるとして、高齢者が必要な医療の機会を確保するという観点から現状維持を求めているものです。

経済財政諮問会議では参議院選挙後に具体化を急ぐとしていることも明らかになっており、県内各地で、国会へ提出する75歳以上の医療費2倍化反対署名が昨年秋から取り組まれています。老人クラブなどの協力もあり、5万4千筆を越えて集約され、国会議員への要請も行われていると聞いており、切実な要求です。宮城県後期高齢者医療広域連合議会は採択をし、意見書を提出しています。本広域連合も、陳情の採択が当然です。

○議長（かわの 忠正君）

以上ですので討論を終結します。これより採決に入ります。

陳情第1号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

【閉会中継続審査】

○議長（かわの 忠正君）

次に閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページを御覧ください。

ただ今議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（かわの 忠正君）

この際お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（かわの 忠正君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

本日、多数の議案を御審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様は、本日が、広域連合議員としての任期中の最後の定例会となろうかと思っております。この間の御尽力に深く感謝申し上げます。今後も、後期高齢者医療制度への、御理解、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（かわの 忠正君）

これをもちまして、平成31年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後 3 時50分 閉会

○議決結果

議 案	件 名	結 果
議案第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 2 号	平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について	可決
議案第 3 号	平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 4 号	平成 31 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第 5 号	平成 31 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
選挙第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	当選
同意第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第 1 号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 かわの 忠正

議 員 倉 橋 正 美

同 上 沢 本 尚